

第17回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年6月12日（木）11:29～12:21

2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）、長谷川幸洋、林いづみ

（専門委員）本間正義、松本武、渡邊美衡

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、後藤田内閣府副大臣

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官

4. 議題：

（開会）

1. 答申案について

（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、第17回規制改革会議農業ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、所用により滝委員、北村専門委員、田中専門委員は御欠席でございます。

また、本日は、稲田大臣、後藤田副大臣に御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、稲田大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○稲田大臣 本日はお忙しいところ、委員の皆様方、また専門委員の皆様方にもお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

今日は、いよいよ農業の規制改革事項について会議としての答申をまとめる段階に来ております。今日は後藤田副大臣も来ていただいておりますけれども、規制改革会議から「農業改革に関する意見」を発表して以来、非常に世間の関心も強くて、国会を始め、メディア等で様々な議論や報道がなされたところでございます。昨日も朝、自民党の政調の合同会議で議論がありまして私も出席をいたしておりましたけれども、いろんな意見が出ておりました。ただ、規制改革会議としては、やはり単協の力を強くする、農業者の力を強くする、所得を上げる、日本の農業を強くする、そして若い方々が農業にどんどん参画していただくという観点から、この改革を提案しているのだということを申し上げてまいりました。

中央会も、中央会自身を廃止するなどという極端なことを言っているわけでは全くなくて、中央会制度という昭和 29 年にできて 60 年もたつて、その法律の中で強力な指導権限や監査権限や独禁法の適用除外やら、そういったことを規定している法人としてあることが、果たして今の単協を強くする上で阻害要因にもなっているのではないかという観点から抜本的に見直しましょうという提言をしております。

また、農業委員会についても、1 割しか選挙していない、そして、農地解放の時に農地を譲渡、小作の方々に渡していくという時代からは変わって行って、農地中間管理機構しかり、バイパスのほうが主流になってきている時代において、農業委員会というものを抜本的に考え直す時期が来ているのではないかというような観点から、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合という 3 本の改革と一緒に、しかも本質的な、今までの固定概念に捕らわれない議論をしていこうということで提案をさせていただいているところでございます。

金丸座長を始め、本当に委員の皆様方が精力的に視察などいろんなことをしていただいたおかげで、こういう骨太の提案ができたと思っております。今回の農業改革、ラストチャンスであるというように思っておりますし、委員の皆様方におきましては、魅力ある農業、農業の成長産業化に資する観点で、本日も自由で闊達な御議論をいただきたいと思っております。

○大川次長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様にはここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、ここからの進行は金丸座長をお願いいたしたく存じます。

座長、よろしくをお願いいたします。

○金丸座長 皆様、おはようございます。本日が 17 回目のワーキング・グループになります。先ほど大臣から御説明がありましたとおり、本日の議題は「答申案について」ということでございます。農業改革について、規制改革会議の答申としてまとめるための議論を本日行わせていただきたいと思います。と存じます。

それでは、まず事務局より、答申案の御説明をお願いいたします。

○中原参事官 それでは、お手元に配付させていただいております答申案をお手にとっていただければと存じます。

まず(1)規制改革の目的とその検討の視点というところでございまして、ここでは今回の具体的な提言の大枠の目的と、それぞれ農地中間管理機構、農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人の見直し、農業協同組合の見直しといったところの具体的な改革案についての基本的な検討の視点を記載させていただいております。

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にありまして、高齢化やあるいは次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる環境が危機的状況にある。こう

した中におきましても、こうした課題を克服して、その成長産業化というもの、あるいは魅力ある農業、競争力ある農業というものをつくっていくためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等のあらゆる主体が、その地域や範囲を超えて精力的な事業展開を図っていく必要がある。そのために、農地中間管理機構の先般の創設を第一歩として、農業委員会、農地を所有できる法人、農業生産法人あるいは農業協同組合の在り方等に関してこれらの3点の見直しをセットで断行していくということでございます。

そして、農地中間管理機構、農業委員会等の見直し、農業生産法人の見直し、農業協同組合の見直しと記載しておりますが、とりわけ農業協同組合の見直しでは、御議論いただきましたように、また、大臣からもお話をいただきましたように、各農協が置かれた環境は、地域によって様々であるため、中央からの共通の指導に基づくのではなく、地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して成長産業化に全力投球できるように抜本的に見直すという記載となっております。

2ページをお開きいただきまして、このため、今後5年間で農協改革集中推進期間とし、農協は重大な危機感を持って、以下の方針に即した自己改革を実行するよう強く要請する、政府は以下の改革が進められるよう法整備を行うものとするということでございます。

(2)の①、農地中間管理機構の創設でございます。ここは措置済みでございますけれども、このクール、第2期で委員の先生方に御尽力を賜りましたものについては措置済み事項につきましても、全体として記載をさせていただいておりますので、そこに書いてございますように、まさに国と都道府県、機構の権限と責任の明確化ですとか、農地中間管理機構の機能にふさわしい体制等々、法案に盛り込んでいただいた事項を中心に記載をさせていただきます。

次に、②の農業委員会等の見直しでございます。選挙・選任方法の見直しということでありまして、現在の農業委員については名誉職となっているのではないかと、兼業農家が多いのではないかとといった指摘がある。したがって、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦、団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦、公募等を行えることとする。

これに伴い、市長村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また利害関係がなく、公正に判断できる者を必ず入れることとする。また、機動的な対応を可能とするために、農業委員は現行の半分程度の規模にする。それから、女性、青年委員を積極的に登用する。そして、その職務の的確な遂行を前提として、ふさわしい報酬を支払うよう、報酬水準の引き上げを検討するという記述でございます。

その次に、農業委員会の事務局の強化でございます。平均的な農業委員会の事務局の職員数は約5人などの事情の記載をさせていただいております。そして、これらの事情を踏まえまして、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局の人事サイクルの長期化の

実施などによる業務の円滑な実施ができるような体制を強化するというところでございます。

ウとしまして、農地利用最適化推進委員の新設ということでありまして、現在、農地は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけられない状況が続いているということで、農業委員会の業務の一部である耕作放棄地の調査、改善指導など、農地の監視活動の強化を図るべきという指摘がございます。

したがいまして、農業委員会の指揮下で担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。そして、農地利用最適化推進委員は農業委員会が選任し、事前に地域からの推薦、公募等を行えるようにするとともに、その推進委員に対しては、地域の実情に応じて市町村ごとに一定のルールの枠内で報酬を支払うという記載でございます。

都道府県農業会議、全国農業会議所制度の見直しということございまして、ここにつきましては、農業委員会はネットワークとしてその役割を見直し、新たな制度に移行するというところでございます。

情報公開でございますけれども、農業委員会の活動が見えないという御指摘をいただいたところでございまして、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信する。農業委員会は、農地の利用状況調査というのを毎年確実に行って、その利用状況を公表すること。農水省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行うという記載をさせていただいております。

遊休農地対策ということでありまして、今後、耕作放棄地の増加や、域外参入者や農外企業を含めた多様な担い手の参入が予想されるということ踏まえますと、農地の保全についての取組を一層強化する必要があるということでありまして、農業委員会は、農地の利用関係の調整あるいは農地中間管理権の取得に関する協議の勧告といった業務を着実に実施するものとするほか、必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくるということでございます。

キとしまして「違反転用への対応」ということで、都道府県知事は、違反転用者に対して農地への原状回復を促す指導、勧告や処分を行うものとされておりますが、違反転用に対する処分が必ずしも十分に行われていないのではないかと指摘があります。これらを踏まえまして、優良農地の確保の業務を強化することとし、農地違反転用事案について、権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求めることができる仕組みをつくるということでございます。

クにつきましては、現在の農業委員会等に関する法律にあります農業及び農民に関する事項についての意見公表、こういったものは農業委員会に関する業務から除外するということ。

ケとしまして、転用制度の見直しということで、植物工場、販売加工施設など、農業の

6次産業化、成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とするような観点から見直しを行うとされております

そして、コでございますけれども、転用利益の地域の農業への還元ということでございまして、これも農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進めるという記載でございます。

5ページにまいりまして、農地を所有できる法人の見直しでございます。これも役員要件、構成員要件の見直しということでございまして、農業生産法人の制度というのは、農業者と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ観点から、その充実、拡充が検討されるべきである。この点について、現行の農業生産法人の要件については、事業規模に十分に対応できるか、農業者の資金調達を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているかといった観点から所要の改善が求められるということでございまして、役員要件について、役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事しなければならないものとする。構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないという記載がされております。

事業拡大への対応ということでありまして、これは事業拡大を進める意欲的な法人にとって農業生産法人の要件が成長の壁となっているとの指摘があり、諸般の状況変化に応じて適切に見直しをなされていくべきであるという記載を加えました上で、農地中間管理機構の5年後見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し結論を得るということでございます。

次に、農業協同組合の見直しでございます。

単協というのは、現在、自立した経済主体として適切なリスクを取りながらリターンを大きくしていかなければいけないこと。それから、生産資材等について、他の調達先を徹底比較して最も有利なところから調達して事業運営を行っていくということを通じまして、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行うことが期待されているという単協の状況がございまして。こうした中で、単協が全農、経済連を通じて取引をするかどうかは、単協の選択に委ねるべきこととされまして、各単協の自由な経営を制約しないことが求められております。

また、中央会制度につきましても、先ほど大臣から冒頭お話をいただきましたように、昭和29年に、これは危機的状況に陥った農協経営を再建するための特別の制度として導入されたものでございまして、中央会自身は、自ら経済活動を行っておりませんし、既に発足時に1万超あった農協が700となっております。しかも、JAバンク法に基づいて、信用事業については既に農林中金が指導権限を持つということで、制定当時から状況は大きく変わっております。そうした中で、各単協の自由な経営というものを制約しないことが求められているわけでございます。

また、今後、単協が地域の多様な実情に応じて主役となって独自性を発揮する。それから、自主的にその地域の農業の発展に取り組むこととするためには、中央会が単協の自由な経営を制約しないよう、その在り方を抜本的に見直す必要がある。こうした中で、中央会は新たな役割、体制を再定義することが求められるということでございます。

したがって、農協改革については、農業を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に、適切な移行期間を設けた上で、現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自律を前提としたものとし、具体的な事業、組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うように早期に結論を得るということでございます。

6 ページのイでございまして、全農等の事業・組織の見直しということでございます。

ここにおきましては、全農あるいは経済連が株式会社化して経済界との連携を迅速に行うとともに、単協の農産物の有利販売というものを積極的にサポートし、グローバル市場における競争も含めたバリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得していただくことが望まれる。したがって、全農・経済連が経済界との連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。

その上で、今後の事業戦略と事業の内容、やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すということでございます。

ウとしまして、単協の活性化・健全化の推進ということございまして、農業者の組織として活動してきた農協といいますのは、農協法の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態でその変容を遂げてきた。単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の活性化、健全な運営を推進する必要がある。したがって、単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式の活用を推進を図る。これは意見でも御提言いただきましたように、農林中金又は信連に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式のことでございます。

あわせて農林中金・信連は、単位農協から、農林中金・信連に事業譲渡を行う単位農協に農林中金・信連の支店、代理店を設置する場合の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準を早急に示すということを促しているということでございます。

全共連は、共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図るということでございます。単協が自立した経済主体として経済界とも適切に連携し、

積極的な経済活動を行って利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に当てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。

さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、各単協の活性化を図る取組を促すということで、単協は数値目標を定めて段階的に有利販売をしていただくとか、あるいは最も有利なところから調達するというようなことが記載されております。

理事会の見直しということでございまして、定数の3分の1までは正組合員以外の者を理事に選任することは可能でありますけれども、実際には正組合員が多くを占めておりまして、担い手農家の意思が十分に反映されておらず、経営ノウハウの活用能力も不十分であるという指摘もございまして。

こうした中では、例えば製造業、流通業の生産管理ですとか、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理といった、こうした役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図って、攻めの農業の新時代に対応することが求められるということでございまして、農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。理事の若い世代や女性の登用にも積極的に取り組んで、その理事の多様性確保に大きくかじを切るということでございます。

8ページにまいりまして、組織形態の弾力化ということでございます。ここにおきましては、組合員や地域住民のニーズが変化する中で、農協がこうしたニーズに応えるためには、必ずしも現在の規模とか形態というものを維持するのではなくて、組織の分割や再編あるいは株式会社といった他の形態に転換して事業を行うほうが、より組合員の利益に資する場合も存在するとの指摘がございまして。したがって、単協・連合会組織の分割・再編や、株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。

なお、農林中金・信連・全共連は経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社に転換することを可能とする方向で検討するという記載もございまして。

次に、組合員の在り方ということでございましてけれども、これも時代変化の中で准組合員が正組合員の人数を上回ったこと、信用事業が拡大していることなど、農協法制定当時に想定された姿とは大きく変容しているという指摘がございまして。

したがって、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするために、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討するというところでございまして。

キ、他団体とのイコールフットイングということで、従来から農協が行政の代行的業務を担うというケースが存在しますが、民間組織である農協の在り方としては問題ではないかという指摘がございまして。したがって、農林水産省は、農協と地域に存在する他の

農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとするという記載を加えさせていただいております。

私からは以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から意見をお伺いしたいと思いますけれども、では、浦野座長代理、お願いします。

○浦野座長代理 今回、農業をめぐる環境が非常に厳しい中で、いろいろヒアリングとか各地を視察させていただいた中で、全国を見ると本当に意欲的に生産性を高めていきたいという農業者の方々もたくさんいらっしゃったわけです。そういう中で、私たちのこのワーキング・グループとしては、そういった意欲ある生産性を高めたいという生産法人あるいは農業者の方々をサポートできるように、農業をめぐる仕組み全体が変わっていくことが望ましいという中で今回の案が出ていると思うのです。そういう中では、まさに日本の大事な資源である農地をこれ以上減らさないといったことも踏まえて今回の案が出ていると思います。

そういう意味で、農業委員会の件、農業法人の件、農業協同組合の件ということで、ここにまとまった案文について私はこのとおり賛成でございます、是非推進したいと思っております。

そんな中で、1つだけ2ページ一番上のほうに、このため、今後5年間で農協改革集中推進期間とし、農協は重大な危機感を持って以下の方針に即した自己改革を実行するよう強く要請するという文がありますけれども、このことの私たちの思いとしては、5年間というのは最終的にソフトランディングを経て、あるべき姿にということはあるにしても、方向としては本当に近々に、この1年以内に方向性がきちんと出て、そして5年間はそういう意味でのソフトランディングだというぐらいのつもりでいますので、是非関係者の方々にはそういう思いでこの報告に取り組んでいただければと思っております。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方、いらっしゃいますか。

では、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 時間があれなので。私も中央会について、新たな制度に移行することがはっきり書き込まれた。全農についても株式会社を前向きに検討するよう促すとはっきり書き込まれたということで、私もこれで非常によかったと実は思っております。

これはあくまで規制改革会議の案でありまして、私、明日の本会議にも実は所用があって出られないものですからあえて申し上げますが、農業も含め、他の案件も含め、是非これはこれからこの答申を受けた政府の側、内閣の側、今日、後藤田副大臣も御出席ですが、是非真剣に受けとめられて実行に移される、そのために力を尽くしていただきたいなど希

望しております。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 5ページ目の事業拡大への対応で、これは5年後見直しに合わせて措置とありますけれども、やはりこの改革が実行されていくと、この5年間というのはいろんなことが起きると思います。農業の成長産業化というのは、規模の拡大に伴ってコストやリスクを下げていくとか、6次産業化で付加価値を取り込んでいくとかが基本です。例えば農業生産法人の要件がそういった農業の成長産業化を阻害してはならないと思いますので、是非農業生産法人の要件の緩和、あるいは農地制度の見直しについても、先ほどの浦野座長代理のお話にありましており、5年後になってから見直すのではなくて、この5年間に起きる農業のいろんな進化に合わせて適宜見直しを考えていただければと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 1つ確認したいのですが、7ページ目のグローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者とありますが、これは役員であったほうが良いという条件があったのですか。

○中原参事官 ここは例えばでするので別に役員でなくてもいいのですが、理事としてなれる方というのを想定されておまして、要は交渉力があって、屈強な流通業者の皆様とか、そういう方々と交渉できるような御経験という意味での一例として出させていただいているということかと思えます。

○松本専門委員 私の意見としては、今回、政府の皆さんも含めて、こういうようにメディア関係も注目されるということは、農業がこういうように注目されるというのはそうそうないのですが、やはり私ども農業生産の現場にいる人間からすると、極めて危機的な状況であるということとを広く国民の皆さんに御理解をいただいて、もはや待たなしの状況にあるということは、我々、地方におりますと日々感じることであります。そういうときに私としては、こういう今回の案をベースに、前向きな改革意識を持っていただきたいと思っております。

やはりこちらの会議に多くの若い農業者の方からのヒアリングもやりましたけれども、若い人たちというのは未来を見据えて、非常に可能性のある方々ですし、我々がこれまで見えていなかった視点、こういったところもかなり発表していただいた。それが今回の案に相当反映されている部分もあると思います。ですので、悲観的になるのではなく、むしろ前向きな改革がこれで進むという一歩になるということで、この案が皆様に十分に理解されることを切に期待するものであります。私としては、今回の案、非常によくできていると思っております。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 5月14日に意見が出たときに、どこまで実現に持っていけるのかという、非常に懸念といいますか危惧した部分があるのですけれども、大臣、副大臣、金丸座長の御尽力があって、我々の意見は十分最終案に盛り込まれたなという感想は持っております。その意味では、長い間規制改革をやってきた、関わってきた人間としては非常に画期的な答申になっているのではないかと思います。

答申前の最後ですのですぐに感想を述べてみますと、農業委員会のところは制度がいれば制度疲労を起こしているということと、やはり委員会の機能をもう少しきちんと分離して、それぞれが議論を集中できるような形にするという意味で、責任体制の確立といいますか、そういうことがうまくできそうだなという期待を持っております。

農業生産法人のところは、実際、我々としてはもっと突っ込んだ議論をしたところですが、やはり農地制度そのものをどうするのだという大きな課題がありますので、その議論をもっともっと深めていかないと先にはなかなか進めないところだったかなと思っております。

しかし、今回の要件緩和が本格的な制度の見直しへのワンステップにつながるというように思っておりますので、これはこれで次に続けるのだという期待を込めて、これも納得するところであります。

一方、マスコミ的にも報じられて大きかったのが農協の議論でありまして、農業生産法人だとか農業委員会は一般にはなかなか分からない、どういうことをやっているのか分からないと思われていたのですけれども、農協という非常に一般的にも関心の高いところを課題としたということで、関係者だけではなくて、一般の国民の関心も掘り起こせたという意味で非常に良かったなと思っております。

いろんな議論があると思うのですが、特に中央会については、この中にそういうように我々の意見として書いてあるわけですが、単協の強化あるいは自律化ということが基本なのですが、それはとりもなおさず単協同士の競争に結びつけていかなければいけないというところだと思うのです。中央会の役割というのは、調整あるいは指導監査があるのですが、どうしても指導というときに、単協同士の競争するというのを余り推進するようには見えないのです。これまで中央会条項があって、それは一応削除されたにしても、新しく農協をつくるときに中央会と協議する必要はなくなったにしても、指導という形が入ってくるわけですので、例えば定款を変えて農家が複数の農協を選べるようになるということにはなかなかいかない。そこが狙い目といいますか、個人的には進めてほしいところで、単協同士の切磋琢磨というのは、単に協調だけではなくて、協同組合の精神ということはもちろん大事なわけですが、それだけではなくて、効率化に向けて単協同士の切磋琢磨していくような方策ということを中央会の新しい制度の下で期待したいと思ってお

ります。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。今回のこの我々の提言がここまでたどりついたというのは、本当に稲田大臣、また金丸座長の強力なリーダーシップのおかげと感謝しております。

この件につきましては、今、委員からもお話がありましたように、高齢化や耕作放棄地問題、国際競争力のなさという点で、日本の農業が危機的な状況にあって、もはや時間がないという、この危機感をいかに共有するかということが非常に大事だと思っております。

冒頭に稲田大臣からもお話がありましたように、こういった日本の農政を取り巻く仕組みを決めている法律が、いずれも古いほうから見ますと農業組合法は昭和 22 年、農業委員会法は昭和 26 年、農地法は昭和 27 年と、いずれも昭和 20 年代の法律です。世の中が大きく変わっているにもかかわらず、この仕組みでやってきたこと、日本の農業が「人と農地の流動化」を図れないまままで来ているということが大きな問題であると思えます。

今回の見直しの項目はその意味で、いずれも必須でありまして、その実現をしなければ日本の農業の未来へのラストチャンスもないのかなと思います。答申案のいずれの項目も、多くは平成 27 年措置とか、また法改正が必要なものは次期通常国会での法案提出が予定されていると思いますが、是非、「看板のかけかえ」にならないように、しっかりと見守っていきたいと思います。

また、今回の答申案の項目の中で、4 ページの「コ」の「転用利益」の点は「検討」扱いになっておりますが、これこそ、農地流動化の阻害要因となっている耕作放棄者の転用利益、転用期待の在り方にメスを入れるということが、改革の本丸であると思っております。是非、農地法 1 条の「目的」に定められている農地の公共性や、農地法 2 条の 2 の「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」という規定のとおり、個人の農業者であろうと、法人であろうと、農地を農地として利用しない者は、農地を所有・利用できないという精神が生きるような制度改正を、税制も含めて、今後、国として検討することを求めていきたいと思っております。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、後藤田副大臣、お願いします。

○後藤田副大臣 どうも皆さん、いろいろ大変すばらしい案を出していただいて、私も大臣も農業県でございますが、皆さん同情する人は多いのですが全く逆で、農協法などは特に第 1 条の農業生産性を高めて、農業者の経済的社会的地位の向上を高め、もって国民に利するものと。これをもってすれば当然のことだと思ひまして、皆さんのいろいろ御議論

だとか、また現地視察、こういった地に足がついたものがあったからこそ、我々も答弁等でも納得のいく中で積極的な答弁ができたものと思います。

先ほど来いろいろ御意見いただきまして、本当におおむね良い方向での改革ということでございます。残念なのは、一部報道では何か全く違うような報道がありますが、金丸座長を始め皆さんには、是非農家と、国民にこれが伝わるのが重要だと思います。私どもの責任ももちろん当然としてあります。行政もありますが、是非今日、明日をかけて、座長を始め発信力のある皆様方には良い方向に進んだのだと、こういった御主張も含めてお願いしたい。

ただ、今、林さんがおっしゃったように、また松本さんもおっしゃったように、まだまだ改革が必要で、すし危機的状況、これをやったからといって、日本の農業は飛躍的に生産性が高まるだとか、輸出が増えるだとか、まだそんな途上ではございません。生源寺先生おっしゃるように、消費者負担型なのか、財政負担型なのかというすごく大きな、私はいつもあれをずっと1年生議員のときに全部アンチ旧制派の農振論を石破さんに勉強しろと言われて、最近の1年生はああいうのをやっていないと思うのです。あれは1つの考えでございますが、国民に知らしめるということは消費者負担型。消費者ももっと負担しながら農家を守っていかないと国土も保全されないのですよだとか、一方で、みんな安いものを買いたいから財政を負担するのだという原則をこれから農家の方にも、今回の改革は皆さん政府も農協頼みで、ある意味、相互依存で全て農家に農協を通じて物を言ってきた。ここでなかなか会話が成り立たなくなったという原因もございますので、是非農家のための改革であり、国民のための改革で、そして今回の改革は非常に前に進んだということを是非座長始め皆様方の共通認識として今後も発信していただきたいし、今後まだその途中であるということも含めて、皆様方に改めて感謝を申し上げたいと思います。

○金丸座長 副大臣、どうもありがとうございました。

この会議の席上でも申し上げたのですけれども、私はちょうどバブルの頂点で、2人で会社を興しました。私たちのITの業界も、華々しく見えて地味な世界でありまして、同じことができることを人件費比較ですると、例えばインドのほうが圧倒的に人件費は安くて、またITの人口も比較にならない。ですから、そういう意味では質と量とコストの優位性から考えると、明らかに他国のほうが有利の中でやってまいったわけでありまして。

私は、89年に会社をつくってからずっと経済はリセッションでして、そういう意味で経済は右肩下がりです。やってきたものから、当初、このワーキングの座長を拝命していろんな数字を拝見したときに、ほとんど主要なデータが、数字は右肩下がりだ。右肩下がりになっているのだから、本当ですと、何十年間か、いわゆる農業に関わってこられた専門家の方々とか指導なさっておられた人に、本当は主体的な責任があるのではないかと思っていたわけなんです。私の会社はフューチャーアーキテクトという社名でございまして、たまには宣伝もさせてほしいのですが、未来に対するアーキテクトというのは、私、この言葉は好きで、EUの統合のデザインをした人たちのこともアーキテクトと呼んだのです。

そういう意味で、未来を展望できてデザインできればいいなと思って携わってまいりましたが、発表して以降、いろんな方々との議論を通じて感じたのは、やはり未来に目を向けてないがゆえに、今日とか現在を優先すると、そこから過去とか歴史を見てしまうわけですから、右肩下がりになってきやすいのではないかという問題意識を持って見てまいりました。

今日、皆様の御意見を頂戴して、ほぼ御賛成の雰囲気があったので安心しているのですが、報道では中央会をどうするかという1点集中型の、右か左か、そうすると前進か後退かといったところが甚だ残念でありまして、今日、先ほど事務局から読んでいただいたとおり、農業委員会でありますとか、農業生産法人でありますとか、農協とトータルの3つをセットにした形で出していますので、それ以外のところも、先ほど副大臣からは、啓蒙活動にももうちょっと努力をしろというお話だったので、是非そういう御理解も賜れるようにやっていきたいなと思っています。

また、私はこれを改革の箱根駅伝に例えると私たちは第一走者だと申し上げましたので、区間新記録は出せたかどうか別ですけれども、是非まだまだ山あり谷ありが続くのではなかろうかと思っております。

今日いただいた意見や御指摘いただいたことは農水省に別途ちゃんと私も座長として伝えさせていただいて、あと今日残っている課題も含めて、今後の農水省なり、あるいはJAグループの中でいろんな御検討が今回過去に比較しても積極的になされるように聞いておりますので、そういった進捗等も注視をさせていただきながら、皆様と一緒にまたフォローできればと思っております。

それでは、この本日の答申案について御賛成いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から了承させていただいたということで、本当にこれまで、今日は松本さんしか来ていただけていないのですが、北村専門委員ですとか田中さんだとか、遠いところから大体一泊二日のケース、もっとになりましたか。遠いところを農業という現場を抱えていただきながら御参画もいただいたことを感謝申し上げます。また、それ以外の皆様につきましても、視察でありますとか、私がいろんなことをお願い申し上げたことも御快諾いただいているなどところに出かけていただいたこと、本当にありがとうございます。

今日はこういう答申案ができましたので、自信を持ってまたこれからも、この結果を皆様と共有させていただくとともに、これからもまた是非よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。